

議第20号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,679人」を「7,613人」に改め、同項第5号中「8,953人」を「8,965人」に、「7,472人」を「7,510人」に改め、同項第8号中「1,813人」を「1,809人」に改め、同項第9号ア中「1,497人」を「1,927人」に改め、同号イ中「1,211人」を「1,206人」に改め、同項中「21,282人」を「21,649人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員及び交通事業等に係る職員数の増員に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。